

離婚に関連するおもな手続き ※他の市町村に住所のある方は、住所地の市区町村にお手続きをご確認ください

下記にあてはまる人は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください		手続き	必要なもの	受付窓口
住所 戸籍	住所が変わる人	住所変更(転入・転出・転居)	※各チェックシートをご確認ください	市民課 (1F ピンク②番)
	前配偶者と同居中で、生計を別にしている人	世帯分離の届出		
	姓が変わる人で、マイナンバーカード をお持ちの人	氏名変更	マイナンバーカード	※マイナンバーカードの お手続きは、マイナンバー カードサポートセンター (本庁地下1階)でも可能
	姓が変わる人で旧姓の印鑑で印鑑登録している人	自動的に登録廃止になります		
	離婚後も婚姻中の姓を引き続き使用したい人	離婚の際に称していた氏を称する届 (戸籍法77条の2の届)	※受付窓口でお尋ねください	市民課 (1F ピンク③番)
	子どもの戸籍についての相談	入籍届、養子離縁届等	※受付窓口でお尋ねください	
保険 年金	国民健康保険に加入中で、資格確認書等の姓な どの変更がある人	国民健康保険資格確認書等の 氏名変更	国民健康保険資格確認書等	保険年金課 (1F 黄色⑦番)
	前配偶者の勤務先の健康保険の扶養から外れ て、国民健康保険に加入する人	国民健康保険の加入 ※資格喪失日より14日以内 国民年金の加入 (20歳から60歳未満) ※資格喪失日より14日以内	前配偶者の勤務先の 健康保険の資格喪失証明書等	保険年金課 (1F 黄色⑦番)
	姓が変わる人で、75歳以上の人または65歳以 上で後期高齢者医療制度に加入している人	後期高齢者医療資格確認書等の交付		保険年金課 (1F 黄色⑧番)
	姓が変わる人、または世帯構成に変更がある人 で、各種認定証をお持ちの人	各種認定証の変更 ※勤務先の健康保険に加入の人は 勤務先へ問い合わせください	・限度額適用認定証 ・限度額適用 標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 等	保険年金課 (1F 黄色⑧番)
	年金の分割手続き(必要な方のみ)	厚生年金の納付記録を当事者間で分割 できる制度	※受付窓口でお尋ねください	都城年金事務所 0986-23-2571
	こども	児童手当を受給していて、受給者が変わる人 (0歳～高校生)	児童手当の受給者変更 ※新たに申請する人が公務員の場合は、 勤務先に申請してください	・請求者の通帳 ・請求者の健康保険の資格確認書等 ※必要なものがそろっていても窓口へ お立ち寄りください
子ども医療費受給資格証をお持ちで 主たる生計維持者が変わる人(0歳～中学生)		子ども医療費受給資格内容の変更 ※口座名義等の変更	・子ども医療費受給資格証 ・健康保険の資格確認書等(子) ※同意書が必要な場合があります	
放課後児童クラブの利用を希望する人		児童クラブ入会	※受付窓口でお尋ねください	
ひとり親家庭等の相談		児童扶養手当の認定請求	※受付窓口でお尋ねください	
		母子・父子等医療費受給資格の 相談・申請		
保育園等に入所を希望する人		保育園等の入所相談	※受付窓口でお尋ねください	保育課 (2F 黄緑色13番)
保育園等に入所している子どもがいる人		教育・保険給付認定内容の変更		
小中学生の子どもがいる人		就学援助の相談・申請	学校から申請書を受け取り 必要事項を記入のうえ、 当該学校へ提出してください	子どもが在籍する学校
		通学児童の氏の変更相談 ※子の氏変更の手続きをされた方	通学されている学校の担任の先生にご 相談ください	
障害児通所支援を利用している子どもが いる人		・受給者証の変更 ・利用者負担上限月額の見直し	障害福祉サービス受給者証	障がい福祉課 (1F 水色6番)
高 齢	姓が変わる人で介護保険証をお持ちの人 (65歳以上または要介護認定を受けている人)	介護保険証の氏名変更	介護保険証	介護保険課 (1F オレンジ色7番)
障がい	姓が変わる人で障がいの手帳をお持ちの人	各種手帳の氏名変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	障がい福祉課 (1F 水色6番)
	姓が変わる人で自立支援医療(精神通院、更生医 療、育成医療)受給者証をお持ちの人	自立支援医療受給者証の氏名変更	自立支援医療受給者証	
	姓が変わる人で特別障害者手当、経過的福祉手 当、障害児福祉手当を受給している人	各種手当の変更	※受付窓口でお尋ねください	
	特別児童扶養手当を受給していて、 姓または受給者が変わる人			
	姓が変わる人で重度心身障害者医療費受給資 格証をお持ちの人	重度心身障害者医療費受給資格証 の変更	・重度心身障害者医療費受給資格証 ・健康保険の資格確認書等 ・本人名義の通帳	障がい福祉課 (1F 水色6番)
	障害福祉サービスを利用している人	・受給者証の変更 ・利用者負担上限月額の見直し	障害福祉サービス受給者証	

税・料金	上下水道の利用者名義が変わる人	使用名義変更 ※オンラインまたは電話で手続きできます	上下水道局お客様センター 電話：0986-23-4510
	税・料等の口座を変更する人	口座振替の変更 ※オンラインまたは取り扱い金融機関の窓口で 手続きできます	会計課
その他	姓が変わる人で犬を飼っている人	登録事項の変更	環境政策課 (北別館 3 F)
	姓が変わる人で市営墓地の利用者の人	氏名変更	
	市営住宅を退去する人 または市営住宅に入居・同居を希望する人	市営住宅の退去や名義変更手続き 市営住宅の入居・同居の相談	住宅施設課(3F) 各総合支所産業建設課 (山之口、高城、山田、高崎の 市営住宅の場合)

【参考】市役所以外での主な手続き

預金・保険・証券などの氏の変更手続き	取引のある金融機関へ
厚生年金受給者の氏に変更になった場合の年金手続き	国民年金分も含めて年金事務所へ 都城年金事務所 0986-23-2571
不動産の登記人の氏の変更手続き	不動産がある地域を管轄する法務局へ 宮崎地方法務局都城支局 0986-22-0490
運転免許証の氏や本籍などの変更手続き	都城運転免許センター 0986-25-9999 都城警察署 0986-24-0110
旅券（パスポート）の手続き ※氏名、本籍に変更があった方	都城パスポートセンター 0986-21-6781
加入保険が国保以外の社会保険等場合、氏などの変更手続き	お勤めの職場へ

都城市役所

市役所代表電話

0986-23-2111

〒885-8555
都城市姫城町6街区21号

窓口受付時間 午前 8 時 45 分 ～ 午後 4 時 30 分
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

市 HP



手続きチェックシート

離婚される人へ

- 当事者間に離婚する意思の合致がある「協議離婚」と、裁判所が関与して離婚が成立する「調停（裁判）離婚」があります。
- 協議離婚の場合、全国共通の離婚届用紙に夫婦双方の署名と証人2人（18歳以上）の署名のうえ、届出してください。
- 未成年の子どもがいるときは、夫婦の一方を親権者と定めてください。
- 調停（裁判）離婚の場合、調停の成立または審判・判決の確定した日から10日以内に届出してください。



関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためて来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をします。
本人確認書類の提示をお願いします。

<官公署が発行した、顔写真付きで
身分を証明できるもの>



マイナンバーカード



運転免許証

その他
・パスポート ・障害者手帳
・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証等



- ・健康保険の資格確認書等 ・年金手帳※
- ・介護保険証 ・都城市バス券
- ・顔写真付きの社員証
- ・学生証 等

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類として利用いただけます。

代理人が手続きするときは

1. 代理人として来られた人について本人確認をします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる人との関係や委任状等により確認します。
3. マイナンバー制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる人のマイナンバー(個人番号)を提示いただきます。